

平成30年3月14日 関東運輸局法令試験問題

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、平成29年9月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的としています。
2. 乗務記録の保存期間は6ヶ月間となっています。
3. 道路運送車両法に規定されている自動車の乗車定員を超える旅客の運送を申し込まれたときは、道路運送法の規定により、運送の引受けを拒絶することができます。
4. タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証は、タクシーの前面ガラスの内側に、個人タクシー事業者乗務証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければなりません。
5. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのウインド・ウォッシャー及びワイパーは、1ヶ月に1回点検を実施すればよいこととなっています。
6. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内のタクシー事業者が、適正化事業実施機関(東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター)に納付する負担金は、タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修及びタクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営等適正化業務の実施に係る経費に充てられます。

7. 旅客自動車運送事業運輸規則においては、一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、タクシー車内に運賃及び料金並びに運送約款を旅客に見やすいように掲示することが義務付けられています。
8. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならないことが規定されています。
9. 道路運送法等の法令違反により期限更新で1年後の許可期限を付された個人タクシー事業者は、期限更新日から6ヶ月以内に地方運輸局等が主催する研修を受けることが義務付けされます。
10. 死亡事故を起こした個人タクシー事業者は、被害者側と示談が成立する見込みがある場合又は直ちに示談が成立した場合であっても、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書を提出しなければなりません。
11. 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期についても定めなければなりません。
12. 道路運送法の目的には、利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することが含まれています。
13. 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。
14. 時間距離併用制運賃は、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を時間制運賃で換算し、距離制メーターに併算します。
15. 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬と同等の能力を有すると認められる犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
16. 個人タクシー事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の停止を命ぜられることがあります。

17. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者は、個人タクシー事業の許可を受けることができません。
18. 個人タクシー事業者の運送約款には、勤務時間に関する事項を定める必要はありません。
19. 個人タクシー事業者は、金額の多少にかかわらず、運賃又は料金を収受した場合であって旅客の請求があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
20. タクシー運転者は、旅客の現在するタクシーを運行中当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、運行を中止しなければなりません。
21. 個人タクシー事業者が道路運送法に違反した場合、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。
22. 個人タクシー事業者は、その使用する自動車について転覆・転落し死者又は重傷者を生じる事故があった場合には、自動車事故報告規則の規定に基づき、30日以内に自動車事故報告書を提出するほか、電話等の適当な方法によって48時間以内にその事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。
23. 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負うものと定められています。
24. 個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、当該変更があった日から1ヵ月以内にその訂正を受けなければならないことが、タクシー業務適正化特別措置法施行規則に規定されています。
25. 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。

26. タクシー乗務員は、旅客を運送中にタクシー車内で喫煙することはできません。
27. 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき三ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。
28. タクシー事業者は、タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づき、旅客のタクシーへの乗車を禁止している地区及び時間において、指定されたタクシー乗場以外の場所で旅客を乗車させてはならないこととなっていますが、指定されたタクシー乗場に旅客がいない場合は、この限りではありません。
29. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を半年間保存しなければならないことが定められています。
30. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示しても従わない場合、当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。
31. 輸送実績報告書の事故件数は、重大事故件数のみ記載することとなっています。
32. 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により、当該旅客が負傷したときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講じなければなりません。
33. 事業用自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務があります。
34. 道路運送法の規定により運賃及び料金の割戻しは禁止されていますが、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。
35. 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離は、乗務記録に記録しなければなりません。
36. 個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には、変更を必要とする理由を記載しなければなりません。

37. 営業区域外から乗車した旅客の着地が営業区域外である場合、一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域を通過していれば道路運送法違反ではありません。
38. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の種類は、距離制運賃、時間制運賃、定額運賃とされています。
39. 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車に故障により使用できなくなった場合、一時的にでも自家用自動車を使用して事業を行うことはできません。
40. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客の下車の際にその支払いを求めることが規定されています。

Ⅱ 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第三十一条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について(41)その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画又は運行計画)を変更すること。
- 二 運賃等の上限を変更すること。
- 三 第九条の三第1項の運賃又は料金を変更すること。
- 四 (42)を変更すること。
- 五 自動車その他の輸送施設を(43)すること。
- 六 (44)を確保するための措置を講ずること。
- 七 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のため(45)を締結すること。

ア 変更	イ 保険契約	ウ 公衆の安全
エ 旅客の利便	オ 運送契約	カ 運送約款
キ 改善	ク 乗務時間	ケ 旅客の円滑な輸送
コ 旅客の安全		

氏名 _____

平成30年3月14日実施 関東運輸局
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

平成30年3月14日実施 関東運輸局

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

I

1	○ 輸1	2	× 輸25	3	○ 運13	4	○ 特施12+35	5	× 点検
6	○ 特34	7	× 輸4	8	○ 輸44	9	○ 期限更新	10	○ 事故
11	○ 運施12	12	○ 運1	13	○ 運施5	14	× 運賃制度	15	× 輸13
16	○ 特52	17	○ 運7	18	○ 運施12	19	○ 輸10	20	○ 輸50
21	○ 運40	22	× 事故	23	× 約款9	24	× 特施31	25	× 運3
26	○ 輸49	27	○ 車48	28	× 特43	29	× 輸3	30	○ 輸13+49
31	× 報告	32	○ 輸19	33	○ 車47-2	34	× 運10	35	○ 輸25
36	○ 運施10-3	37	× 運20	38	○ 運賃制度	39	○ 運78	40	○ 約款6

II

41	工	42	力	43	キ	44	ケ	45	イ
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

7・10・16・17・19・22・23・24・28・36・37は新しい表現の設問と思慮されます。特に「17」は確実です。

5・9・39は、誤記なのか新型なのか判断できませんでした。